

令和6年8月23日

まちづくり委員会資料

J R 東日本南武線連続立体交差事業の
取組状況について

建設緑政局

J R東日本南武線連続立体交差事業の取組状況について

1 事業概要

(1) 沿線の課題

J R東日本南武線（矢向駅から武蔵小杉駅間）では、開かずの踏切に起因する①渋滞や踏切遮断中の横断といった交通の課題、また、②路線バスの速達性の低下、通学児童などの安全性の低下など地域の生活利便性や生活環境に関する課題、さらには、③災害発生時の物資輸送を担う緊急輸送道路や広域避難場所への避難路確保など、災害に対する課題が顕在化

抜本的な踏切対策が必要



鹿島田踏切



向河原駅前踏切

(2) 事業目的

本事業は、J R東日本南武線の矢向駅～武蔵小杉駅間の約4.5 kmにおいて鉄道を高架化することにより、9箇所の踏切を除却し、踏切に起因する事故や渋滞を解消することで地域交通の安全性・円滑性等の向上を図るとともに、分断された地域の一体化による生活利便性の向上を図り、誰もが安心して暮らやすく、災害に強いまちづくりを推進

市内の連続立体交差事業

J R東日本南武線（武蔵小杉駅～第三京浜高架下間）



整備前(旧中山街道踏切)



整備後

京浜急行大師線（小島新田駅～鈴木町駅間）

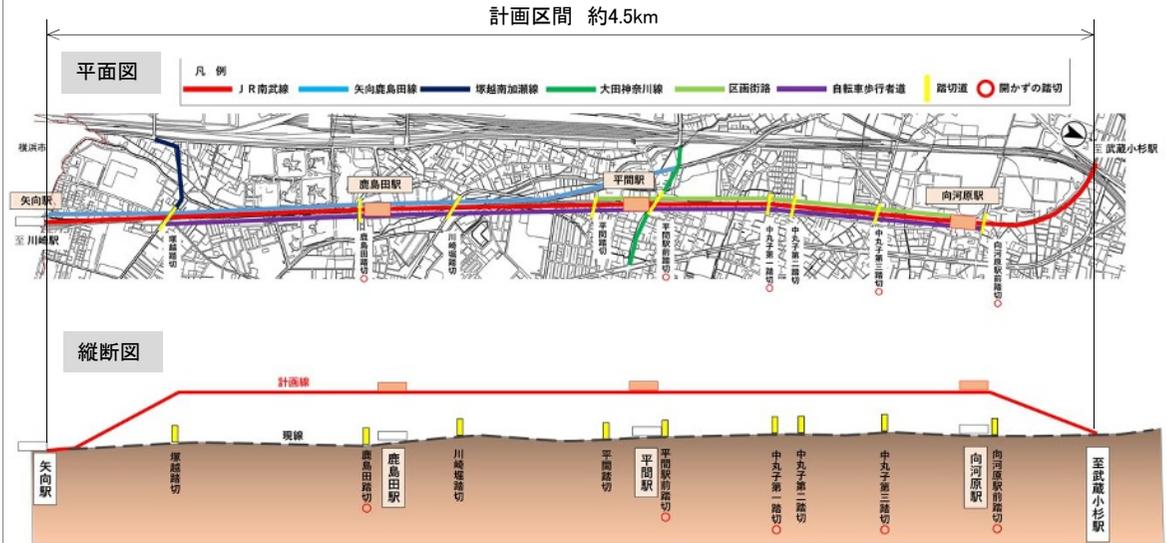


整備前(旧産業道路第1踏切)

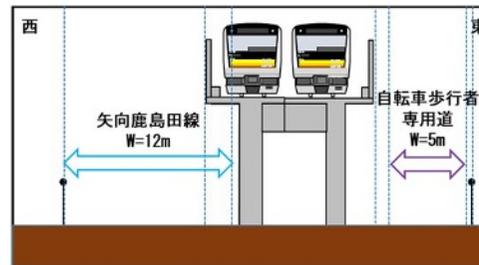


整備後

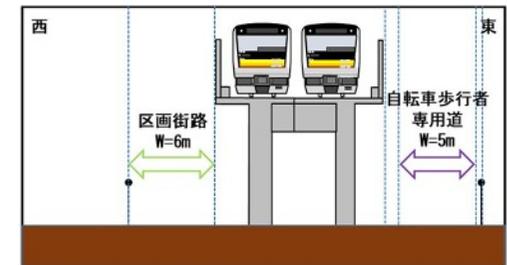
(3) 計画概要



横断面図



鹿島田駅周辺一般図



向河原駅周辺一般図

項目	内容
計画区間（延長）	矢向駅～武蔵小杉駅（約4.5km）
構造形式	高架工法
踏切除却数	9箇所（全て踏切道改良促進法の指定踏切、開かずの踏切5箇所）
駅数	3駅（鹿島田駅、平間駅、向河原駅）
事業費	総事業費 約1,387億円（関連道路の整備事業費を含む）

JR東日本南武線連続立体交差事業の取組状況について

2 これまでの主な経緯

(1) 事業全体

平成30年3月	川崎市総合計画第2期実施計画で令和2年度に都市計画決定を行うことを位置付け
令和2年～	新型コロナウイルス感染症が感染拡大
令和3年1月	今後の社会経済動向を踏まえた慎重な検討を行う時間を確保するため、都市計画決定の見送りを決定
令和3年11月	検討の結果、当初計画の「 仮線高架工法 」から 事業期間の短縮や事業費の縮減が見込まれる「別線高架工法」 で取り組む方針を決定（※1）
令和4年3月	川崎市総合計画第3期実施計画で令和5年度に都市計画決定を行うことを位置付け

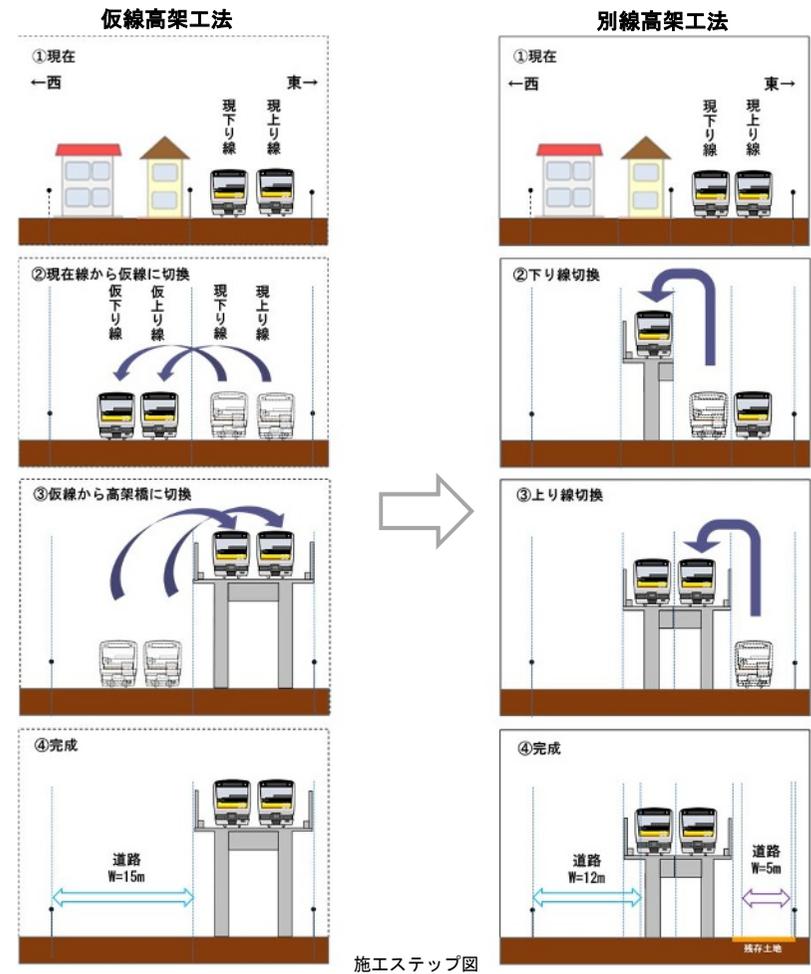
(2) 環境影響評価手続き

令和5年1～3月	条例環境影響評価準備書 公告・縦覧
令和5年2月	条例環境影響評価準備書説明会 開催
令和5年8月	条例環境影響評価準備書に関する見解書 公告・縦覧
令和5年9月	条例環境影響評価準備書等に関する公聴会 開催
令和5年11、12月	川崎市環境影響評価審議会 開催
令和6年1月	条例環境影響評価審査書 公告
令和6年3～4月	条例環境影響評価書 公告・縦覧

(3) 都市計画手続き

令和5年3月	都市計画素案説明会 開催
令和5年3～4月	都市計画素案 公告・縦覧
令和5年4月	都市計画公聴会 開催
令和5年6～7月	都市計画公述意見の要旨と市の考え方 縦覧
↳ 都市計画案の作成 （※2）	
令和6年5月	都市計画案 公告・縦覧
令和6年7月	川崎市都市計画審議会 開催 （※3）

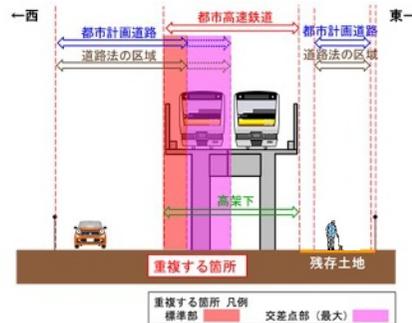
※1 工法変更



※2 工法変更に伴う再調整について

【都市高速鉄道と都市計画道路の重複箇所の取扱い】

- 別線高架工法への変更に伴って生じる都市高速鉄道と都市計画道路が重複する箇所については、都市計画案の作成にあたり、国から当該重複箇所に係る助言を受け、**道路法の区域とする**ことについて、国や鉄道事業者などと再調整を行い、それぞれ調整が図られた。



※3 都市計画審議会の結果

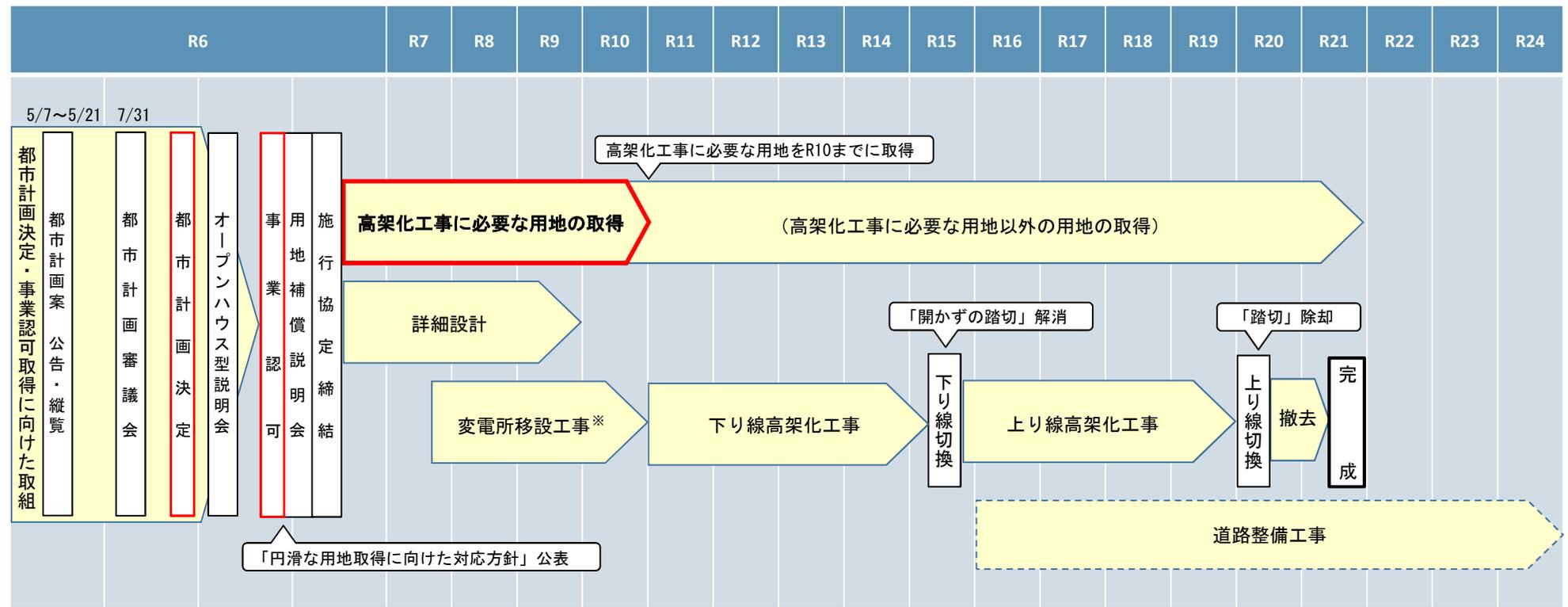
- ・ 諮問した都市計画議案について、**原案どおり答申**
- ・ 都市計画議案については、**令和6年8月中に、都市計画決定の告示を行う予定**

【審議会の審議における主な意見】

- ・ 高架下の活用について
- ・ 鹿島田駅のペDESTリアンデッキに関わる意見と事業メリットの広報について
- ・ 関係権利者への丁寧な説明と整備にあたり視覚障害者への説明について
- ・ 関係権利者の移転に関わる要望への対応について
- ・ 通学路の安全性に関わる配慮について

JR東日本南武線連続立体交差事業の取組状況について

3 今後のスケジュール



4 用地の取得

(1) 円滑な用地取得に向けた対応方針（作成中）

ア 背景

- 矢向駅から武蔵小杉駅間の鉄道を高架化するため、約4.5kmという長い区間を一度に事業化することが必要であるという特殊性がある中、短期間に集中した効率的かつ円滑な用地取得が求められている
- 事前に行ったアンケート調査からは、移転の時期や移転先に関するご要望を多く伺っている

イ 目的

- 用地取得の方針や補償の流れ等について、関係権利者と共有することにより、本事業への協力について理解をいただき、事業に必要な用地の取得を推進し、踏切のない、誰もが安心して暮らやすく、災害に強いまちづくりの実現を目指す

ウ 対応方針の概要

- 高架化工事に必要な用地は、令和6年度から令和10年度の期間で取得
- 高架化工事に必要な用地以外の用地は、令和11年度から令和21年度の期間で取得
- 用地取得業務の一部を専門的な技術及び知識を有する民間事業者[※]に業務委託を行い、市職員が担当用地業務を適切にサポートするとともに、移転先の情報提供や生活再建に関する相談やニーズ等に的確かつ迅速に応じるため、相談窓口の設置など、関係権利者への対応の更なる充実を図る

(2) 用地補償説明会の開催

- 事業認可取得後に、関係権利者を対象とした全体説明会を開催
- 事業概要、対応方針、補償に係る手続きフローなどを丁寧に説明



全体説明会イメージ（都市計画案説明会の例）